

構造改革特区制度の見直しについて（メモ）

2006.2.3

構造改革特区推進会議事務局

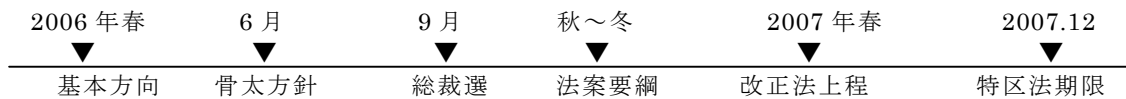
1 特区法の見直し

特区法の期限は 2007 年 12 月まで。

制度を継続させるかどうか。継続させるとした場合、手直しをすべきかどうか。

手直しをするとした場合、どこを手直しするか。

今後のスケジュール



2 問題点

これまで指摘されてきた問題点のうち、主なものは次の通り。

- ① 実現率の低下と提案の小粒化
- ② 提案の短冊化とその部分的実現
- ③ 都道府県の権限については無力
- ④ 急速な全国展開と意欲の喪失
- ⑤ フリーライダーの続出による開発意欲の喪失
- ⑥ 地域再生法、規制改革など類似の制度との重複
- ⑦ 自治体側の対応の悪さによる民間の計画実施の阻害
- ⑧ 計画実施には金銭的手当てが不可欠。特区ではそれが欠落しているため、魅力がない。

3 改正の方向について

- ① 規制緩和による地域経済の活性化だけでなく、権限移譲を大幅に取り入れた地方分権の推進を法の目的に盛り込むことの可否
- ② 単発的な規制改革提案は「規制改革・民間開放推進会議」に任せて、特区では各省横断的複合的総合的プロジェクトに重心を移すことの是非
- ③ 特区では全国展開を目的とせず、全国的対応は「規制改革・民間開放推進会議」に任せることの是非
- ④ 提案の実現のために市町村、都道府県、関係省庁、内閣府（必要に応じて民間）による協議の場の設置の是非
- ⑤ 各省からの回答の可否について判断する機関設置の是非
- ⑥ 財政・金融的措置について、国の財政負担を増加させない範囲内で、有効な手立てが考えられるか。

以上

補足資料

1 実現率の低下について

これまで特区の特例事項として認められたのは 189 項目であるが、回を追うにつれ減少している。全国的対応も減少。提案数はそれほどではないが、下降気味。

提案次数	第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次	第 5 次	第 6 次	第 7 次	第 8 次
閣議決定	2003.1	2003.7	2004.2	2004.4	2004.12	2005.2	2005.12	2006.2 ?
特例事項数 (A)	80	47	19	17	12	6	8	1 ?
うち全国展開 (*)	62	31	15	9	8	3	0	-
全国対応 (B)	107	79	29	33	35	27	9	10 ?
提案数	426	651	280	338	356	286	263	276

(*) 全国展開予定も含む

2 全国展開について

これまで特区の特例事項として認められた 189 項目のうち、既に全国展開されたもの、される予定のものを数えれば 128 となる。3 分の 2 強が全国展開となっている。

その結果、これまで特区として認定されたもの 709 のうち、既に 211 が廃止され、209 が廃止される予定である。あわせて 420、約 6 割となる。

認定	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	計
認定時	2003. 4・5	2003.8	2003.11	2004.3	2004.6	2004.12	2005.3	2005.7	2005.11	
認定数	117	47	72	88	70	90	74	51	100	709
取消数	72	28	47	54	39	63	32	20	65	420

注：1 取消数の中には、取消予定のものも含む。

2 表の取消数とは、それぞれの回で認定された特区の存廃の状況であり、取消の時期はさまざまである。

3 特例措置の追加を行った特区も、初回の認定時の欄に計上。

3 権限移譲について

これまで権限の移譲についての特区提案は 170 項目を数えるが、それに対する回答は圧倒的に C (対応不可:92) であった。そのうち A (特区として認める) との回答は 16 項目であったが、重複を除けば実質は 3 項目である。また、B (全国的に対応のもの) は 5 項目であるが、実質は 3 項目である。D (現行制度でも対応可能) の回答も 58 項目に上るが、そのほとんどが都道府県が事務委任条例を制定すれば可能というものであって、市町村にとっては事実上拒否回答に近い。

地域再生計画においても権限移譲を求める提案は 373 項目を数えたが、そのうち A は 1 項目、B は 31 項目、C が 206 項目、D が 112 項目 (重複あり) であった。ただし、この提案もほとんどは旧制度におけるもので、地域再生法のもとでの権限移譲提案はわずかに 7 項目にすぎない。

4 特区法・地域再生法について

【構造改革特別区域法】抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

【構造改革特別区域基本方針】抜粋

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。現下の我が国の厳しい経済情勢を踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要であるが、全国的な規制改革の実施は、さまざまな事情により進展が遅い分野があるのが現状である。こうしたことを踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることが、特区制度を導入する意義である。

したがって、地域においては、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

(2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現しうるような特区構想を立案することが期待される。

- i) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ii) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

【地域再生法】抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。